

外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について

輸出注意事項 2022 第 9 号 (R4.03.15)  
最終改正：輸出注意事項 2022 第 21 号 (R4.06.10)

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第6項及び外国為替令（昭和55年政令第260号）第18条第3項並びに外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成22年経済産業省告示第93号。以下「役務取引等告示」という。）の規定に基づき許可を要する役務取引の運用等を下記のとおり定め、令和4年3月18日から実施する。

なお、役務取引における用語の解釈は、本通達によるほか、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるものとする。

## 記

### 1 許可の対象

役務取引等告示第2号の2から第2号の5までに掲げる役務取引

### 2 許可の申請

#### (1) 提出書類

- ① 役務取引許可申請書（注） 2通
- ② 申請理由書（様式1） 1通
- ③ 役務取引契約書又は役務取引契約を証するに足る書類の写し 1通
- ④ 誓約書（様式2） 1通
- ⑤ その他必要があると認められる書類

（注）貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年経済産業省令第8号）別紙様式第3

#### (2) 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

### 3 役務取引の許可

上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。

- ①食品・医薬品に関するもの
- ②人道支援の目的のもの
- ③サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ④航空の安全に関するもの
- ⑤海洋の安全に関するもの
- ⑥消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））
- ⑦民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの

- ⑧政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ⑨最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- ⑩我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

#### 4 解釈を要する語

役務取引等告示に定める解釈を要する語は、以下のとおりとする。

- ア 実時間処理とは、電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわらず、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。
- イ ダイナミックルーティングとは、電気通信信号を送受信する機器がもつ、電気通信信号を送信するに当たり、自動的に宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能をいう。
- ウ 同期デジタルハイアラキーとは、異なる種類のメディア上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するデジタル階層をいう。
- エ 同期光伝送網とは、光ファイバー上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するネットワークをいう。

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国

様式 1

役務取引許可申請理由書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住所：

氏名：

今般、申請する役務取引の概要は以下のとおりであり、外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成22年経済産業省告示第93号）第 号に規定するものに該当するので申請します。

1. 役務の概要

2. 取引の相手方等

- (1) 役務取引の相手方の氏名又は名称：
- (2) 役務取引の相手方の住所又は所在地：
- (3) 利用する者の氏名又は名称：
- (4) 利用する者の住所又は所在地：

3. 申請の理由

様式 2

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所：

氏名：

### 誓約書

今般申請する\_\_\_\_\_との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

#### 記

##### 1 取引の相手方等

- (1) 役務取引の相手方の氏名又は名称：
- (2) 役務取引の相手方の住所又は所在地：
- (3) 利用する者の氏名又は名称：
- (4) 利用する者の住所又は所在地：

##### 2 役務の概要（下記 3 の誓約事項に該当する説明を含む。）

##### 3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品に関するもの
- 人道支援の目的のもの
- サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 航空の安全に関するもの
- 海洋の安全に関するもの
- 消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。))
- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン 1、サハリン 2 及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国